2020年９月１日

新設分割に係る事後開示事項
（会社法第811条第１項第１号及び第815条第３条第２号ならびに
会社法施行規則第209条に定める書面）

東京都中野区本町一丁目32番２号
会社名　アクセルマーク株式会社
代表者名　代表取締役社長　尾下　順治

東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
会社名　株式会社アクセルマークプラス
代表者名　代表取締役社長　本間　稔彦

アクセルマーク株式会社（以下、「分割会社」という。）は2020年７月31日付で作成した新設分割計画書に基づき、2020年９月１日を効力発生日として、分割会社が営むゲームの企画・開発・運営等に係るゲーム事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社アクセルマークプラス（以下、「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下、「本件新設分割」という。）を行いました。

本件新設分割に関して、会社法第811条第１項第１号及び第815条第３項第２号ならびに会社法施行規則第209条に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

１．新設分割の効力発生日（会社法施行規則第209条第１号）

本件新設分割は、2020年９月１日に効力を生じました。

２．分割会社における法定手続きの経過（会社法施行規則第209条第２号及び第３号）

（１）新設分割の差止請求（会社法第805条の２）

本件新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当するため、分割会社の株主は、会社法第805条の２ただし書きの規定により本件新設分割をやめることを請求することができません。

（２）反対株主の株式買取請求手続き（会社法第806条）

本件新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当するため、本件新設分割に際して反対株主の買取請求に関する手続きは実施しておりません。

（３）新株予約権買取請求手続き（会社法第808条）

会社法第808条第１項第２号の要件を満たす新株予約権はありませんので、本件新設分割に際して新株予約権買取請求に関する手続きは実施しておりません。

（４）債権者保護手続き（会社法第810条）

分割会社は、新設会社に承継させる債務につき、重畳的債務引受けを行うため、本件新設分割に際して債権者保護手続は実施しておりません。

３．新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209条第４号）

新設会社は、本件新設分割による効力発生日をもって、分割会社から新設分割計画書の定めに従い、分割会社のゲームの企画・開発・運営等に係るゲーム事業に関する権利義務を承継しました。

４．その他新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第209条第５号）

該当する事項はありません。

以上